

## 新福岡市水道長期ビジョン懇話会設置要綱

### (設置目的)

第1条 福岡市水道事業に係る長期的視点に立った新たな基本計画として新福岡市水道長期ビジョンを策定するにあたり、幅広い意見を聴取しながら検討を進めるため、新福岡市水道長期ビジョン懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討し、福岡市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に対して意見を述べるものとする。

- (1) 新福岡市水道長期ビジョンの策定に関すること。
- (2) その他管理者が必要と認めること。

### (組織)

第3条 懇話会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者等の有識者
- (2) 各種団体の関係者
- (3) 市民
- (4) 管理者が必要であると認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から平成29年3月末日までとする。ただし、特別の事由がある時はこの限りではない。

### (座長)

第5条 懇話会は、座長1人を置く。

- 2 座長は、委員の中から事務局が推薦し、他の委員の承認により決定する。
- 3 座長は懇話会の会務を総理する。
- 4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 懇話会の会議は、管理者が招集する。

- 2 管理者は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

### (会議の公開)

第7条 懇話会の会議は、原則公開とする。ただし、その会議における検討の内容が、福岡市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当する事項に関するものであるとき、又は、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りでない。

- 2 懇話会の会議の傍聴に関する手続その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

### (事務局)

第8条 懇話会の事務局は、福岡市水道局総務部経営企画課に置く。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、事務局が座長と協議の上、定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。